

保 体 第 4 3 5 号
令 和 6 年 6 月 4 日

各市町教育委員会学校安全主管課長 様

福井県教育庁保健体育課長

熱中症特別警戒情報発令時の対応について(依頼)

日ごろより、学校安全の推進にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

みだしのことについて、令和6年5月1日付け保体第187号「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」にて、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただくよう依頼しております。

今年の夏も、観測史上最も暑かった昨年に匹敵する「災害級の暑さ」となる可能性が高いと予想されており、児童生徒等の健康被害を防ぐため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)に基づいて活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要になります。

また、今年度から「熱中症特別警戒情報(通称:熱中症特別警戒アラート)」の新設などを内容とする改正気候変動適応法が令和6年4月1日に全面施行されました。

このことに伴い、国から熱中症特別警戒情報が発表された場合の対応について、県では、関係機関と連携した熱中症事故の防止に向け「福井県熱中症健康危機対応マニュアル」の整備を進めております。

つきましては、学校(園)における熱中症特別警戒情報発令時の対応について、下記の通りとしますので、貴管下の学校(園)に周知し、熱中症事故の防止について適切な指導対応をお願いします。

記

1 熱中症特別警戒情報発令時の対応

○熱中症対策の徹底として、運動や各種行事等の原則中止、延期、変更

2 熱中症特別警戒情報発令時の学校教育活動の具体的方策

・活動時間や場所・内容等を工夫し、環境条件に応じて活動する。

【例】講習会や集会等は、延期もしくは、エアコンや空調設備の整った各教室でのオンライン配信等に変更

・夏季休業中の登校日や学習会、部活動等については、中止する。

・登校については、比較的涼しい時間帯と予想されるが、下校時間帯については、厳しい暑さが想定されるため、児童生徒を学校に留め置くことも想定し、場合に応じて、児童生徒の引き渡しも検討する。

3 その他

熱中症警戒情報（通称：熱中症警戒アラート）発令時においても熱中症による重大な被害が生じるおそれがあります。日ごろから適切な熱中症対策に十分ご配慮ください。

・こまめに水分を補給する。

【例】水分補給を児童生徒任せにせず、全員が給水する時間を確保

- ・活動前後の健康観察をきめ細かく行い、体調の悪い児童生徒は無理して活動に参加させない。また、不調を感じたら申し出て休むよう習慣づけ、無理をさせない。
- ・活動中も、児童生徒の実態、疲労の状態などを常に把握するよう努め、異常が見られたら、すぐに活動を中止し、応急処置を行うなど、適切な措置を講じる。

なお、各学校における危機管理マニュアル等に記載の熱中症対応マニュアルについて、熱中症特別警戒情報の新設に対応した見直しがまだの学校は、早急な見直し・改善をよろしくお願いします。

◇◆◇参考サイト◆◆◇

○環境省

・熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○文部科学省

・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）

https://www.jnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

○公益財団法人日本スポーツ協会

・熱中症を防ごう

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

<問い合わせ先>

福井県教育庁保健体育課

学校保健安全G 田中 大

TEL 0776-20-0384

FAX 0776-20-0672

Eメール d-tanaka-a0@pref.fukui.lg.jp